

高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所
指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導契約書

(目的)

第1条 高梁市（以下「事業者」という。）は、社会福祉法人旭川荘を指定管理者とした高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所において、介護保険法及びこの契約に従い、介護サービス利用者又は介護予防サービス利用者（以下、「利用者」という。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）を提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(居宅療養管理指導等の提供)

第3条 事業者が提供する居宅療養管理指導等の具体的内容、介護保険適用の有無については別紙「重要事項説明書」のとおりです。

2 利用者の家族等、利用者以外の者に居宅療養管理指導等を提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

(居宅療養管理指導等の内容、利用回数、利用料及び保険適用の有無)

第4条 利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無については、別紙「サービス利用票」又は「サービス利用票別表」に記載したとおりです。

(居宅療養管理指導等の変更)

第5条 利用者は、いつでも居宅療養管理指導等の内容を変更するよう事業者へ申し出ることができます。

2 事業者は、利用者の申し出があった場合、居宅療養管理指導等の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに居宅療養管理指導等の内容を変更します。

3 居宅療養管理指導等の内容を変更した場合、利用者と事業者とは、変更後の利用する居宅療養管理指導等の内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について、「サービス利用票」により変更合意を交わします。

(居宅療養管理指導等の基本方針)

第6条 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な居宅療養管理指導等を提供します。

2 事業者は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

- 3 事業者は、利用者の要介護の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう居宅療養管理指導等の目標を設定し、第8条に規定する介護計画に基づき計画的サービスの提供等を行います。
- 4 事業者は、提供する居宅療養管理指導等の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもって居宅療養管理指導等の提供を行います。
- 5 事業者は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うように努めます。
- 6 事業者は、親切丁寧に居宅療養管理指導等を提供し、利用者および利用者の家族に対し居宅療養管理指導等の提供方法についてわかりやすく説明します。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 事業者は、利用者に対して居宅療養管理指導等を提供するにあたり、居宅介護支援事業者及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(居宅療養管理指導等の計画の作成・変更)

第8条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、居宅療養管理指導等の計画を作成します。

- 2 居宅療養管理指導等の計画には、サービスの目標や目的達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3 居宅療養管理指導等の計画は、居宅介護サービス等計画（ケアプラン）が作成されている場合はその内容に沿って作成します。
- 4 事業者は、計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該訪問計画の変更をします。
- 5 利用者は、事業者に対し、いつでも居宅療養管理指導等計画を変更するよう申し出ることができます。
- 6 事業者は、居宅療養管理指導等計画を作成し、又は、変更した際には、利用者及び利用者の家族に対しその内容を説明します。
- 7 提供する居宅療養管理指導等のうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

(居宅サービス計画変更の援助)

第9条 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに「居宅介護支援事業者」に連絡するなど必要な援助を行います。

- 2 事業者は、居宅療養管理指導等計画の変更に際して、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更が必要となる場合は、速やかに「居宅介護支援事業者」に連絡するなど必要な援助を行います。

(居宅療養管理指導等の提供記録)

第10条 事業者は、利用者に対して居宅療養管理指導等を提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載します。

- 2 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対しいつでも第1項に規定する書面その他事業者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。

- 4 事業者は、利用者に対し提供した居宅療養管理指導等の内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

(利用料等)

第11条 事業者が提供する居宅療養管理指導等の利用単位ごとの利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

- 2 事業者から提供を受ける居宅療養管理指導等が介護保険の適用を受ける場合、利用者はサービス事業所に対し、原則として利用料は介護保険負担割合証の負担割合を乗じた金額を支払います。

- 3 介護保険法令に基づいて、利用者が保険給付を償還払（一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者は市から介護保険負担割合証の負担割合を乗じた金額を引いた額の払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。

- 4 事業者から提供を受ける居宅療養管理指導等が介護保険の適用を受けない場合、利用者は、サービス事業所に対し、利用料の全額を支払います。

- 5 事業者が作成する利用明細書には利用者が利用した居宅療養管理指導等につき、種類ごと、利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を記載します。

- 6 事業者は、利用者又は扶養者が指定する送付先に対し前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに送付し、利用者及び扶養者は連帯して事業者に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 7 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。領収書には事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 事業者は、利用者に対して提供した居宅療養管理指導等について、利用者から利用料の全額の支払いを受けた場合、利用者から求められたときはサービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、提供した居宅療養管理指導等の種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

(利用料を滞納した場合の扱い)

第13条 利用者が正当な理由なく事業者に払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、事業者が利用者に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する居宅療養管理指導等の全部又は一部の提供を停止することができます。

- 2 居宅療養管理指導等の停止は文書により通知します。

- 3 事業者が、利用者に対し前項の停止の通知をした後、4週間経過しても全額の支払いがないときは、事業者は利用者の健康・生命に支障がない限り、この利用契約を解除することができます。

- 4 前項の解除は文書により通知します。

(契約の終了)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者の要介護状態が自立と認定されたとき
 - (2) 利用者が死亡したとき
 - (3) 第13条に基づき、事業者から解約通知がなされたとき
 - (4) 第15条に基づき、利用者からの契約の解除の申し出がなされ、予告期間が満了したとき
 - (5) 第16条に基づき、事業者から解約の通知がなされ、予告期間が満了したとき
 - (6) 利用者が、介護保険施設へ入所したとき
- (利用者の解約権)

第15条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を文書により申し出ることができます。

2 解約の申し出は20日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解約権)

第16条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条に定める居宅療養管理指導等利用契約の目的を達することが不可能となったときは1ヶ月以上の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより契約を解約することができます。

(損害賠償)

第17条 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に当たって万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族に生命・身体財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

(緊急時の対応)

第18条 事業者は、居宅療養管理指導等の提供中に利用者の病状の変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙「重要事項説明書」記載の主治医又は協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

2 前項の場合、事業者は、別紙「重要事項説明書」記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

(身分証携行義務)。

第19条 事業者の従業者は、常に身分証を携行し、初めて利用者の居宅を訪問した時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(秘密保持)

第20条 事業者及びその従業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供にあたって知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から、同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者家族の個人情報を用いません。

(苦情処理)

第21条 利用者又は利用者の家族は、提供された居宅療養管理指導等に苦情がある場合は、いつでも、別紙「重要事項説明書」記載の事業者が設置している相談窓口へ苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、介護保険法令に従い、苦情申し立て書により岡山県国民健康保険団体連合会等へ苦情を申し立てることができます。この場合、居宅介護支援事業者が利用者に必要な援助を行います。
- 3 事業者は、利用者が第1項又は第2項の苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もいたしません。
- 4 事業者は、提供した居宅療養管理指導等について、利用者又は利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

(契約外事項)

第22条 本事業に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の家族及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり契約が成立したことを証するために、本契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その 1 通を保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

私は、以上の契約の内容について、説明を受け、内容を確認しました。

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ (印)

【署名代行者（代理人）】

私は、利用者本人の契約意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ (印)

< 本人との関係 > _____

< 署名代行理由 > _____

【事業者】

< 住 所 > 岡山県高梁市松原通 2 0 4 3 番地

< 名 称 > 高梁市

< 代 表 者 > 高梁市長 石 田 芳 生 (印)

【事業所】

< 住 所 > 岡山県高梁市川上町地頭 2 3 4 0 番地

< 名 称 > 高梁市国民健康保険成羽病院附属川上歯科診療所
(指定管理者：社会福祉法人 旭川荘)